

コーポレート・ガバナンス報告書

2021年11月17日

エヴィクサー株式会社

(証券コード：4257)

代表取締役社長 CEO 瀧川 淳

問合せ先：執行役員 CFO 渡辺 真次郎

03-5542-5855 (代表)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は、以下のとおりであります。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社に関わるステークホルダーの皆さまの利益に資するべく、持続的な成長と企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる業務執行体制を構築することを経営上の重要課題と位置付けております。

なお、当社は、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。本移行は、取締役会の監督機能の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、取締役会での議決権を持たない監査役による監査ではなく、議決権の行使を通じて監査・監督内容を直接的に経営の意思決定に反映させることができる社外取締役（監査等委員である取締役）を中心とした監査・監督体制を確立するとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任及び執行役員への権限移譲並びに業務執行取締役の員数のスリム化により、取締役会の主たる役割をモニタリング機能とすることを目的としたものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社多喜川カンパニー	950,000	36.3
瀧川 淳	500,000	19.1
株式会社リコー	200,000	7.6
山科 誠	175,000	6.7
西河 洋一	150,000	5.7
株式会社ディーネット	100,000	3.8
株式会社ユーティマネジメント	100,000	3.8
NIPPON GAO GROUP LIMITED	100,000	3.8
株式会社博報堂 DY ホールディングス	65,000	2.5

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	65,000	2.5
---------------------------	--------	-----

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,619,476株増加し、2,620,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,990,000株増加し、10,000,000株となっております。

支配株主名	株式会社多喜川カンパニー、瀧川 淳
-------	-------------------

親会社名	なし
------	----

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

株式会社多喜川カンパニーは、当社の創業者であり、代表取締役社長 CEO である瀧川淳の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び取引条件が通常取引と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名以内と定めております。 監査等委員である取締役の員数は、5名以内と定めております。
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めております。 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めております。
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名（取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、監査等委員である取締役3名）
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名 （現時点では選任されていないが、社外取締役3名全員を独立役員に選任予定）

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
林 功司	公認会計士・税理士											
眞家 茂樹	弁護士											
伊東 政紀	その他											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 功司	選任 予定	—	公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計・税務面について豊富な知識と経験を有していることから、その経歴と知見を活かして広範かつ高度な視野で監査を頂くためであります。当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
眞家 茂樹	選任 予定	—	弁護士の資格を有しており、法律全般及び会社法務について豊富な知識と経験を有していることから、その経歴と知見を活かして広範かつ高度な視野で監査を頂くためであります。当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
伊東 政紀	選任 予定	—	創業経営者としてインターネット業界において長年にわたる企業経営及び事業運営の経験を有しており、2015年3月以降、当社社外取締役としての関与を通じて当社の経営状況及び事業内容等を深く理解していることから、

			その経歴と知見を活かして広範かつ高度な視野で監査を頂くためであります。当社と同氏との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

<p>内部統制システムの基本方針において、監査等委員会の職務については、内部監査担当部門がこれを補助すると定めており、内部監査担当部門である社長室が監査等委員会事務局を務めるとともに、社長室長が監査等委員会の補助使用人を務めております。</p> <p>当該補助使用人の業務執行取締役からの独立性の維持に関しては、以下のとおり定めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行う。 ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査等委員会、内部監査責任者及び会計監査人は、各々の監査機能の実効性及び効率性を高めるため、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催して情報共有及び意見交換を行うことにより、相互連携を図っております。</p> <p>内部統制システムを利用した組織的監査を中心とする監査等委員会による監査を実効性あるものにするため、監査等委員会と内部監査責任者が緊密な連携を図ることができる体制としており、監査等委員会は、内部監査責任者から監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるとともに、内部監査責任者と日常的にコミュニケーションを図り、必要があると認めた場合は、内部監査責任者に対して調査を要請し、またその職務の執行について具体的な指示を行うことができます。</p>
--

監査等委員会は、期初において会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取するとともに、定期的に又は随時、監査の実施状況及びその結果について報告を受け、情報・意見交換を行っております。また、監査等委員長及び内部監査責任者は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

管理部門は、監査等委員会、内部監査責任者及び会計監査人による指揮等を踏まえて、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	0名 (現時点では選任されていないが、社外取締役3名全員を独立役員に選任予定)
--------	--

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストック・オプション制度の導入
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

ストック・オプション制度を導入しており、現在の保有状況は、以下のとおりであります。	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	1名
監査等委員である取締役	3名
執行役員	1名
技術専門役員	1名
その他従業員	11名

ストック・オプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役及び従業員
------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションの保有を通じて、業績向上や企業価値の向上への意欲、または適正な職務遂行への意識を一層高めることを目的として付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>事業報告書に全取締役の総額を表示しております。 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていません。</p>
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ）の報酬等については、2021年3月1日施行の改正会社法第361条第7項の規定に基づき、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。</p> <p>取締役の報酬等に関しては、当社の企業価値の向上を促すとともに、各取締役の職責や貢献に見合った適正な水準とすることを基本方針とし、その構成は、当社の成長フェーズ、現状における業績及び財政状態等に鑑み、月例の確定額かつ金銭による固定報酬及び非金銭報酬であるストック・オプション報酬としております。</p> <p>固定報酬の額は、月例の確定額かつ金銭による固定報酬とし、株主総会で決議された総枠の範囲内で、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮のうえ、総合的に勘案して決定しております。なお、取締役の固定報酬（金銭報酬）の限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額100,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）と定められております。</p> <p>ストック・オプション報酬は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、当社の成長フェーズ、当社の業績、財務状態及び資本政策等を総合的に勘案して、適切な時期に取締役に対して当社の新株予約権を付与することとしております。各取締役への新株予約権の付与個数は、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮のうえ、総合的に勘案し、株主総会で決議された範囲内で決定することとしております。</p> <p>監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会において決議された総枠の範囲内で、監査等委員会において決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬の限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額10,000千円以内と定められております。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>社外取締役（監査等委員である取締役）に対するサポートは社長室が中心となって行っており、監査等委員会において選定された監査等委員長と社長室長が基本的に週次で定例ミーティングを行う等、日常的な情報共有や意見交換を図るとともに、社長室長が監査等委員会に出席の上、必要に応じて各監査等委員からの質問等への回答や重要事項の説明等を通じて情報共有を行っております。</p> <p>なお、監査等委員長は、週次開催の執行役員会にオブザーバーとして出席の上、経営に関する重要事項や業務執行に関する情報等を直接収集し、他の監査等委員と情報共有を図っております。</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人を設置しております。また、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するとともに、執行機能の強化を図るため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めるとともに、任意の制度として執行役員制度及び技術専門役員制度を導入しております。さらに、重要な業務執行の決定を行う会議体として執行役員会を設置するとともに、日常的な業務執行のモニタリング機能として内部監査担当を置き、業務執行の適正化を図っております。これら各機関の相互連携により経営の透明性、効率性を確保しております。

(株主総会)

当社は、株主総会は会社の最高意思決定機関であり、議決権行使という株主の実質的な権利に直結する場であると認識しております。その上で、株主総会が株主との直接的かつ建設的な対話を図ることのできる重要な場でもあることから、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法については継続的に工夫を重ねてまいり所存であります。また、株主の権利が公平かつ平等に確保されるよう、適切な情報開示と権利行使を行いやすい環境の整備に努めてまいります。

(取締役会)

当社の取締役会は、業務執行取締役2名と監査等委員である取締役3名(3名全員が独立社外取締役)で構成されております。原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、経営の基本方針等を決定するとともに、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行を監督しております。社外取締役が過半数を占めており、独立性と客観性が確保され、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行の適法性及び妥当性に対する実効性の高い監督を行うことができる体制をとっております。

当社は、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。取締役会における決議事項は、法令により取締役会の専決事項と定められている事項のほか、中期経営計画や年度予算の承認等の経営の基本方針に関するものであり、それ以外の個別の業務執行に関する決定は代表取締役社長に委任しております。なお、代表取締役社長が決定するにあたっては、執行役員会の審議を経たうえで決定することとしております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、3名全員が独立社外取締役であります。監査等委員には、公認会計士及び弁護士がそれぞれ1名ずつ就任しております。

監査等委員は取締役会及び執行役員会に出席し、取締役の職務執行及び執行役員等の業務執行を監督しております。また、原則として取締役会の開催に合わせて毎月1回監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催して監査内容の共有を図るとともに、内部監査責任者及び会計監査人と定期的な会合等を通じて緊密な連携を図ることにより、監査に必要な情報を収集してまい

す。

(代表取締役社長)

代表取締役社長は、経営及び業務執行責任者として、当社を代表し、取締役会の議事運営にあたるとともに、当社の業務執行全般を統括しております。

(執行役員及び技術専門役員)

当社は、経営環境等の変化に迅速かつ的確に対応すべく、経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、業務執行における意思決定及びその遂行の迅速性及び機動性を強化するため、執行役員制度を導入しております。また、当社の企業価値の根幹をなす技術の研究開発の重要性に鑑み、執行役員とは別に、特定の技術分野において極めて高度の専門性を有する技術者・エキスパートとして事業に貢献し得る人材を役員待遇として登用するため、技術専門役員制度を導入しております。

執行役員又は技術専門役員は、取締役会において選任され、取締役会の決定した方針及び執行役員会における決定事項並びに代表取締役社長の指揮の下、取締役会の決議及び社内規程等により委譲された権限に基づき、担当業務の意思決定を行い、業務を執行しております。

(執行役員会)

当社の執行役員会は、代表取締役社長を議長として、業務執行取締役、執行役員及びその他代表取締役社長の指名する者に加えて、監査等委員会で選定された監査等委員（監査等委員会の委員長）によって構成されております。原則として週1回開催し、各部署からの業務執行状況に関する報告及び情報共有並びにそれらに伴う施策の決定のほか、取締役会より委任された重要な業務執行の決定事項及びその他経営に関する重要事項の審議並びに取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には代表取締役社長又は執行役員会へ報告することとなっております。

(内部監査)

当社は、比較的小規模な組織であることから、独立した内部監査部門又は専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役社長 CEO 直轄の社長室を内部監査担当部門、同室長を内部監査責任者とし、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、全部門を対象とした業務監査を実施しております。

さらに、内部監査部門は、監査等委員会の事務局として、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会の職務を補助しております。

(会計監査人及び顧問弁護士)

当社は、東光監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に準じた会計監査を実施しております。

また、顧問弁護士と連携しており、法律上の判断を要する際には、随時相談・確認できるとともに、

コンプライアンス体制の強化に向けた助言・指導を適宜受けられる体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

本移行は、取締役会の監督機能の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、取締役会での議決権を持たない監査役による監査ではなく、議決権の行使を通じて監査・監督内容を直接的に経営の意思決定に反映させることができる社外取締役（監査等委員である取締役）を中心とした監査・監督体制を確立するとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任及び執行役員への権限移譲並びに業務執行取締役の員数のスリム化により取締役会の主たる役割をモニタリング機能とすることを目的としたものであります。

当社の事業内容及び会社規模並びに将来の成長に伴う変化への柔軟な対応等を踏まえ、業務執行機能及び監督・監査機能の両立を効率的かつ効果的に担保する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに IR サイトを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定であります。
IR に関する部署(担当者)の設置	代表取締役社長 CEO 直轄の社長室を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	実施しておりません。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、各種社内規程を含めた内部統制システムを構築するとともに、その運用の適正化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

1. 取締役、執行役員・技術専門役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令遵守の意識の下、法令及び定款その他社内諸規程等に則った職務執行を行う。
- (2) 業務分掌及び職務権限を定めて権限と責任を明確化するとともに、各種の社内規程等及び決裁制度を整備し、各部門における業務執行の体制を構築するとともに、これらの遵守を徹底する。
- (3) 取締役会は、職務執行の適法性及び妥当性を担保するべく、経営の基本方針を決定した上で、取締役の職務執行並びに執行役員・技術専門役員及びその他使用人の業務執行の監督を行う。
- (4) 監査等委員及び監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監査する。
- (5) 内部監査担当部門を設け、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- (6) 社内外の窓口につながるホットラインを設け、相談や通報の仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を構築し、社内において周知する。
- (7) 法令違反行為が発見された場合には、取締役会及び執行役員会において迅速に情報・状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
- (8) 社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を排除する。

2. 取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会及び執行役員会等の重要な会議の議事録その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）等について、法令及び文書管理規程等の定めるところに従って適切に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 特定個人情報等取扱規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役員・技術専門役員は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、適切なリスク管理体制を構築し、運用する。

- (2) 当社の事業活動に関連して生じうる損失の危険については、一元的に執行役員会における議題として集約し、リスクの把握・特定・分析評価・対応措置等の一連のリスク管理活動について機動的かつ多面的に審議することにより、リスク管理の実効性を確保するとともに、執行役員会において定期的にリスク管理体制の見直しを図る。また、重大な事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として危機管理に当たる体制とする。
 - (3) 内部監査担当部門は、内部監査を通じて各部門のリスク管理状況を把握し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
4. 取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会設置会社である当社においては、法令及び定款その他社内諸規程等により取締役会の専決事項と定められている事項以外の業務執行の決定を代表取締役社長その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することにより経営の監督機能と執行機能を分離する。
 - (2) 執行機能の強化を図るため、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入する。各執行役員及び技術専門役員は、取締役会において選任され、取締役会で決定した方針及び執行役員会での決定事項並びに代表取締役社長の指示の下、取締役会の決議及び社内諸規程等により定められた権限に基づき、担当業務の意思決定を行い、業務を執行する。
 - (3) 業務執行に関する意思決定を機動的に行うため、重要な業務執行の決定については審議・決議機関である執行役員会の決議、その他の事項については稟議手続を経た上で業務を執行する。
 - (4) 取締役会は、月に1回定期的に、又は必要に応じて随時開催し、年度予算及び中期経営計画等を含めた経営の基本方針を決定し、月次での進捗管理を通じて取締役の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監督する。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務については、内部監査担当部門がこれを補助する。
 - (2) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - (3) 補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、専ら監査等委員会の指揮命令下で業務を行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他使用人からの指揮命令は受けない。
 - (4) 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の事前の同意を要するものとする。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査等委員は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して説明又は報告を求めることができる。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議で決議された事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等を監査等委員会に報告する体制を整備するとともに、監査等委員会が適時適切に情報収集を行えるように協力する。
 - (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。
7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済等を請求したときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - (2) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、直接的に業務執行の状況を把握する。
 - (3) 監査等委員は、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。
 - (4) 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、業務の執行状況の説明又は報告を求めるほか、必要に応じて業務及び財産の状況を調査することができる。
 - (5) 監査等委員会は、組織的かつ実効的な監査を実施すべく、内部監査担当部門と随時かつ定期的に情報共有及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。内部監査の年間計画については監査等委員会による事前の同意を要し、監査等委員会は、内部監査担当部門から定期的に内部監査の実施状況及びその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査担当部門に対して、内部監査計画の変更、追加の監査又は必要な調査等の実施を勧告又は指示することができる。
 - (6) 監査等委員会は、内部監査担当部門との連携に関して、監査等委員会による監査の実効性を

阻害する事情が認められる場合、代表取締役社長又は取締役会に対してその是正を求めることができるとともに、内部監査担当部門に対する指示に関して、代表取締役社長と監査等委員会との間に齟齬が生じた場合、内部監査担当部門は監査等委員会の指示に従わなければならない。

- (7) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、会計監査及び内部統制監査の状況を把握する。
- (8) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家を利用することができる。その場合、当該利用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が当該費用を負担する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、当社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。
- (2) 内部監査担当部門は、内部監査を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握・評価し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

9. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除規程等の関係規程等を整備するなどして反社会的勢力排除のための体制を構築し、外部機関とも密接に連携しつつ、全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否致します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力排除規程」並びに「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、運用しております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行うとともに、既存取引先についても定期的にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する契約書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込んでおります。

V. その他

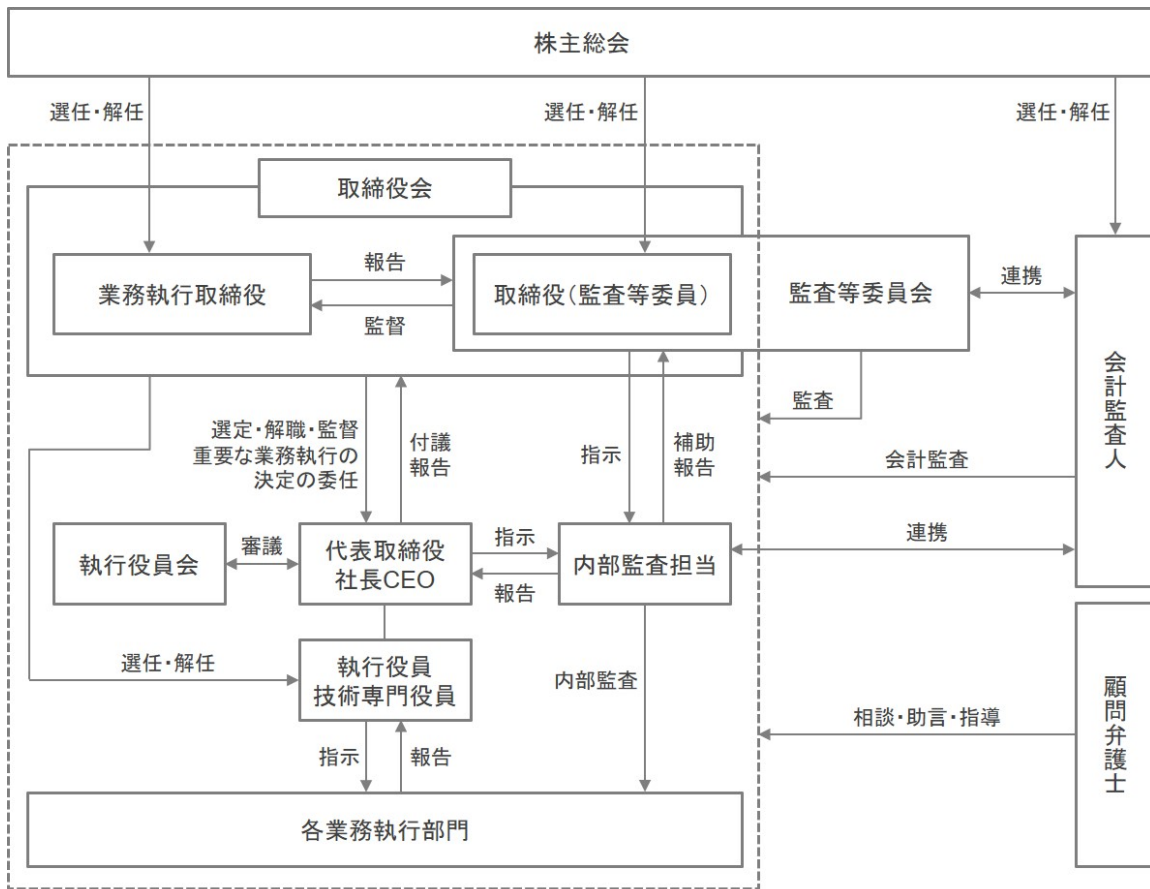
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

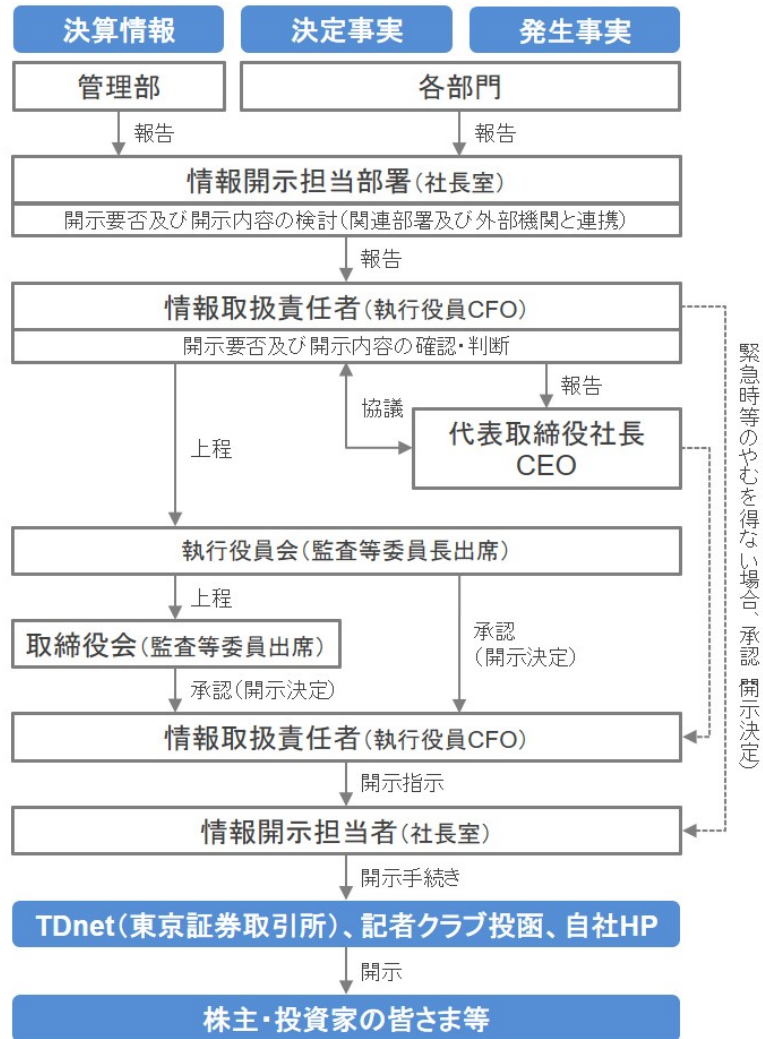
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



※ 監査等委員会から内部監査担当への指示は、代表取締役の指示より優先される。

【適時開示体制の概要（模式図）】



緊急を要する場合、情報取扱責任者又は代表取締役社長の判断により、経営会議又は取締役会を経ずに開示を行い、事後報告とする場合があります。

以上